

重要なお知らせ

令和2年分 所得税の確定申告・納付期限の延長に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申告所得税及び復興特別所得税の申告・納付期限が、**令和3年4月15日(木)まで延長**されることとなりました。

役場での申告受付は当初の予定通り、3月15日(月)で終了します。

3月16日(火)から町税務課では、「町民税・県民税申告」のみ受付を行います。

所得税の納付や還付が発生する「確定申告」の受付は水戸税務署のみとなります。

納期限等の詳細は「国税庁ホームページ」をご確認ください。

■ 3月16日(火) 以降の町民税・県民税申告について

受付場所	役場1階 税務課窓口(6番窓口)
受付時間	午前8時30分～午後5時
休日の申告	実施しません

※申告相談の結果、所得税の納付や還付が発生する方につきましては、水戸税務署での確定申告の手続きをご案内させていただきます。ご了承ください。

【問合せ先】町民税・県民税申告について 茨城町税務課 ☎029-240-7114(直通)
確定申告について 水戸税務署 ☎029-231-4211(代表)

スマートフォン決済アプリで町税等の納付ができます

令和3年4月1日から、スマートフォン決済アプリを利用して町税等の納付ができるようになります。

納付できる町税等

町民税・県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、
国民健康保険税(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、
後期高齢者医療保険料(普通徴収)、上下水道料金

対象アプリ

PayPay、LINEPay、PayB

ご利用方法

スマートフォン決済アプリを起動し、納付書に印刷されている
バーコードを読み取って納付します。

※納付に係る手数料はかかりませんが、通信料は自己負担となります。

納期限が過ぎた納付書の決済はできません。

領収書は発行されませんので、必要な方は金融機関等で納付してください。

車検など、納税証明書の発行を急ぐ方は、金融機関等で納付してください。



【問合せ先】税務課 収納グループ ☎029-240-7104(直通)

生活保護制度・生活困窮者自立支援制度のご案内

生活保護制度について

生活保護は、資産や能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

この制度の利用を希望される方は、状況を確認する必要がありますので、お気軽にご相談ください。

生活困窮者自立支援制度について

生活保護の受給には至らないが、経済的に困窮している方について、茨城県福祉相談センター（県央福祉事務所）では、生活にお困りの方々がより身近に相談できるよう、町において出張相談を実施しています。

仕事が見つからない、病気で働けない、家族の事で悩んでいるなど、一人で抱えこまず、まずはご相談ください。

- ▶ **相談日** 原則毎月第2金曜日
- ▶ **開設時間** 午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く）
- ▶ **場 所** 茨城町役場2階 第5会議室
- ▶ **相談内容**

家計改善支援

気付けばお金が無くなっていて何に使ったか分からない、借金の返済が生活を圧迫している等、日々のお金のやりくり不安を感じている方に対し、家計の見直しを相談員が一緒に行います。

就労準備支援

長い間働いておらず、働く自信を失ってしまっている方、社会との関わりに不安がある方等を対象に、支援メニューを通して就労するための基礎的な能力を持てるようサポートします。

一時生活支援事業

住むところがないなど住居が不安定な状況にあり、生活に困っていて収入等が一定水準以下の方に、ごく短期間、宿泊場所や衣類、食事を提供し、あわせて退所後の就労支援などを行います。

- ▶ **料 金** 無 料
- ▶ **申込方法** 予約制で相談を受け付けます。下記の問い合わせ先までお申し込みください。
- ▶ **そ の 他** 新型コロナウイルス感染症の状況により、場所等を変更する場合があります。

【相談予約・問合せ先】

茨城県福祉相談センター生活保護課（相談支援員又は就労支援員） ☎029-226-1512
茨城町社会福祉課 ☎029-240-7112（直通）

特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当のご案内

特別児童扶養手当

身体または知的、精神に障がいのある20歳未満の方を、家庭で養育している保護者に支給されます。

手帳等による等級の目安

1級（重度）

- ▶ **手当額** 52,500円／月（令和2年度）
- ▶ **対 象** ・身体障害者手帳がおおむね1、2級（内部疾患は例外があります）
・療育手帳が㉔、A
・精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級

2級（中度）

- ▶ **手当額** 34,970円／月（令和2年度）
- ▶ **対 象** ・身体障害者手帳がおおむね3級（内部疾患は例外があります）
・療育手帳がおおむねB
・精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級

- ▶ **支給方法** 年3回（4月期・8月期・12月期）指定銀行口座に振込となります。

※前年の所得が一定額以上の場合、児童が障がいによる公的年金を受けている場合は支給されません。



特別障害者手当

身体または知的、精神の障がい著しく重度または重複しているため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

- ▶ **手 当 額** 27,350円／月（令和2年度）
- ▶ **支給方法** 年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。

※重度の介護認定（要介護4～5など）を受けており、常に特別の介護を必要とする方は、手当の対象となる場合があります。

※前年の所得が一定額以上の場合、福祉施設等へ入所している場合、病院等に3か月を超えて入院している場合は支給されません。

障害児福祉手当

身体または知的、精神の障がい著しく重度であるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます。

- ▶ **手 当 額** 14,880円／月（令和2年度）
- ▶ **支給方法** 年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。

※扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合、福祉施設等へ入所している場合は支給されません。

受給するためには、請求のお手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎029-240-7112（直通）

令和3年度
茨城町

健(検)診だより

保存版

令和3年度も、6月から健康診査を実施する予定です。
集団で受けられる健診は、**一般的な健康診査、各種がん検診**となります。詳細は、町広報紙・ホームページ・回覧等で最新の情報をご確認ください。

1 一般的な健康診査

対 象	内 容 等
40歳～74歳の 茨城町国民健康保険被保険者	特定健診（メタボリックシンドロームの早期発見） ▶内容 問診・身体測定・血圧測定・血液検査・尿検査・心電図・眼底（両眼）・貧血検査 ▶費用 1,000円 【問合せ先】保険課
後期高齢者医療制度加入者 満75歳以上の方 ★注意★ 今年度75歳になる方は健診受診日が誕生日前と後では健診内容が異なります。	後期高齢者健診 ▶内容 問診・身体測定・血圧測定・血液検査・尿検査 追加項目有り ▶費用 無料。ただし、追加項目は有料 【問合せ先】保険課
19歳～39歳の方 ※職場などで健診機会のない方	生活習慣病予防健診（メタボリックシンドロームの早期発見） ▶内容 問診・身体測定・血圧測定・血液検査・尿検査・心電図・眼底（両眼）・貧血検査 ▶費用 1,000円 【問合せ先】健康増進課
40歳～74歳の 社会保険被扶養者 ★注意★ 社会保険のご本人は受診できません。 お勤め先の健診を受けましょう。	特定健診（メタボリックシンドロームの早期発見） ▶内容 問診・身体測定・血圧測定・血液検査・尿検査 ※ご加入の医療保険により受診の可否、健診の内容が異なります。 ▶費用 ご加入の医療保険により異なります。 【問合せ先】各医療保険者

■受診券を送付します 本年度の受診券は、該当世帯ごとに 6月上旬 に郵送します。届かないときはお問い合わせください。	■受診時の持ち物 ☐ 受診券 ☐ 健康保険証 ☐ 自己負担金 ☐ 予約票 ☐ その他指定されたもの	■自覚症状がある方へ 健(検)診を待たずに、早めに医療機関を受診してください。
■他市町村へ転出した場合 茨城町の健(検)診は受けられません。転出先の市町村にご確認ください。	■健(検)診は1年度に1回 受診は、各健(検)診とも年度内（4～3月）に1人1回です。医療機関を変えても年度内は再受診できません。また、人間ドックを受けた方（受ける予定の方も含む）は、同じ年度内に健診を受けることができません。	■精密検査が必要な方 がん以外にも精密検査が必要となる場合があるため、速やかに受診しましょう。 結果票が紹介状となりますので、結果票をもって検査のできる病院で受診してください。なお、精密検査は有料です。
■無料クーポン（令和3年度より対象年齢が変更になる予定です。ご理解願います。） 町では一定の年齢や健康世帯に無料クーポン券を発行しています。 無料クーポン券（子宮頸がん検診、胃がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健診）は、該当する方に直接郵送しています。		

介護保険料の納め忘れはありませんか？

介護保険制度は、介護が必要な方や介護する家族の負担を社会全体で支えることを目的に作られ、その費用は40歳以上の方の保険料、国や県、町による公費（税金）で賄われています。
65歳以上の方の介護保険料の納入については、年金から天引きされる特別徴収か、納付書または口座振替で納める普通徴収の方法となります。
保険料を滞納すると、未納期間に応じて介護サービスを一時的に使えなくなったり、本来1割または2割で済む自己負担が上がったりする場合があります。

1年間 滞納した場合	支払い方法が変更されます サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません（9割または8割相当分は未納解消後、町から払い戻されます）。
1年6か月 滞納した場合	保険の給付が一時差し止められます 町から払い戻されるはずの自己負担（9割または8割相当分）の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。
2年以上 滞納した場合	給付額が減額されます 本来1割または2割である利用者負担が3割または4割に引き上げられ、かつ高額介護サービス費等が受けられなくなる場合があります。

介護保険料を滞納することでご本人やご家族の負担が大きくなることがあります。皆さんが納付した介護保険料は、介護サービスの貴重な財源となっています。保険料は必ず納めましょう。

納め忘れを防ぐために便利な口座振替をご利用ください。
【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029－291－8407（直通）

ふれあいサロン(視覚障害当事者相談)開設のお知らせ

.....

視覚障がいを持つ当事者が相談員となり、地域で生活している経験を活かして、見えにくい・見えな
い方のさまざまなご相談をお受けしています。
一人だけ、ご家族だけで悩まずに、お気軽にご相談ください。

▶日 時 毎月第3水曜日 午後1時30分～

▶場 所 茨城県立視覚障害者福祉センター2階
(〒310-0055 水戸市袴塚1-4-64)

▶対 象 県内にお住まいの視覚障がい者とその家族、
視覚障がい者を支援等する立場にある方など

今後の予定

4月21日(水) 午後1時30分～
5月19日(水) 午後1時30分～
6月16日(水) 午後1時30分～
※変更する場合があります。
事前に電話等でご確認ください。

【問合せ先】 茨城県視覚障害者協会 ☎ 029-221-0098

狂犬病予防注射日程表

沼前地区		
4/6	9：00～ 9：10	ゆうゆう館バス停前
	9：15～ 9：35	小堤公民館
	9：45～ 9：55	駒場公民館
	10：05～10：15	新宿公民館
	10：25～10：35	本郷ふるさとコミュニティセンター
	10：45～10：55	海老沢ふるさとコミュニティセンター
	11：05～11：25	網掛コミュニティセンター
	13：00～13：20	宮ヶ崎新農村集落センター
	13：30～13：40	香取学習館
	13：45～13：55	宮ヶ崎第6公会堂
	14：00～14：10	城之内公民館
4/14	13：10～13：20	サングリーン団地公園

上野合地区		
4/7	9：10～ 9：20	千貫桜生活改善センター
	9：25～ 9：30	古宿公民館
	9：40～10：00	小幡区民センター
	10：10～10：15	下座公民館
	10：25～10：35	上雨ヶ谷農村集落センター
	10：50～11：00	五里峰集落センター
	11：10～11：20	坂東公民館
	11：25～11：35	増山公民館
	13：00～13：10	秋葉公民館
	13：20～13：30	下雨ヶ谷ふるさとコミュニティセンター
	13：40～13：50	生井沢公民館
	14：00～14：15	鳥羽田田園都市センター
	14：20～14：30	神谷金龍院
	14：35～14：45	南島田新農村集落センター

石崎地区		
4/8	9：10～ 9：20	ひばりヶ丘住宅公園
	9：25～ 9：35	中山集落農事集会所
	9：45～ 9：55	新興公民館
	10：00～10：10	前原青少年広場
	10：20～10：35	若宮公民館
	10：45～10：55	桝原新農村集落センター
	11：00～11：15	中石崎公民館
	11：25～11：35	金沢公民館
	13：10～13：15	船渡新農村集落センター
	13：20～13：30	飯塚新農村集落センター
	13：35～13：40	東永寺公民館
	13：50～13：55	洵沼自然公園管理事務所
	14：00～14：10	遠西公民館
	14：15～14：25	後谷公民館
	14：35～14：45	前谷公民館
	14：50～14：55	長洲公民館

※犬の所有者は、犬を取得した日から30日以内に登録（生涯に1回）することが義務付けられています。

※飼い犬が死亡した場合、または飼い主の変更等があった場合は
みどり環境課 ☎240－7135（直通）
まで届け出てください。

※注射料金については、動物病院で受ける場合、集合注射料金と異なる場合があります。あらかじめ動物病院へご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によって延期または中止する場合があります。

【問合せ先】 みどり環境課 ☎ 029－240－7135（直通）

犬の登録・狂犬病予防集合注射を実施します

令和3年度
生後91日以上の犬には、生涯に1回の登録と、年に1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。各地区をまわって予防注射を行いますので、最寄りの会場にお越しください。なお、都合により各会場で接種できなかった場合には、最寄りまたはかかりつけの動物病院で接種してください。

長岡地区		
4/8	9：10～ 9：20	ひばりヶ丘住宅公園
4/13	9：10～ 9：40	小鶴公民館
	9：50～10：05	平成館（長岡第二区）
	10：15～10：25	前田親交館
	10：35～10：45	前田公民館
	10：55～11：05	下郷農村集落センター
	11：15～11：20	大畑公民館
	11：30～11：35	上郷公民館
	13：00～13：10	馬渡新農村集落センター
	13：20～13：35	常井公民館
	13：40～13：50	近藤公民館
	13：55～14：05	桜の郷コミュニティセンター
	14：15～14：25	大山原農村集落センター
	14：35～14：50	明光公民館

4/14	9：10～ 9：20	前田東原バス停前
	9：30～ 9：40	矢頭グリーンタウン公園
	9：55～10：15	町営矢頭団地集会所
	10：25～10：40	植農公民館
	10：50～11：05	長岡公民館
	11：15～11：25	谷田部ふるさとコミュニティセンター
	11：30～11：35	三島公民館

川根地区		
4/14	13：10～13：20	サングリーン団地公園
	13：25～13：35	セレモニーおにざわホール第2駐車場
	13：40～13：45	桜丘団地公民館
	13：50～14：00	赤坂農村集落センター
	14：10～14：20	下土師公民館
	14：30～14：35	下土師仲塚ふれあい館
	14：40～14：50	下飯沼公民館

4/15	9：10～ 9：20	越安ふるさとコミュニティセンター
	9：30～ 9：35	蕎麦原新農村集落センター
	9：45～ 9：50	駒渡公民館
	10：00～10：10	千勝公民館
	10：20～10：30	野曽後谷公民館
	10：40～10：55	野曽ふるさとコミュニティセンター
	11：05～11：15	南栗崎公民館
	11：20～11：30	南川又農村集落センター
	13：10～13：25	木部西部農村集落センター
	13：35～13：45	木部南部公民館
	13：55～14：05	上飯沼南部公民館
	14：15～14：25	上飯沼新農村集落センター
	14：35～14：45	飯沼公民館
	14：50～15：00	木部東部新農村集落センター

追加実施		
6/27	9：00～11：30	ゆうゆう館駐車場
	13：00～14：30	

集合注射時飼い主負担金料金表

	合計金額	内 訳		
		登録手数料	注射済票交付手数料	狂犬病予防注射料金
注射だけの犬	3,550円		550円	3,000円
新規登録の犬	6,550円	3,000円	550円	3,000円

※手続きをスムーズに行うため、料金については釣銭の無いようにご協力をお願いします。

2 がん検診（ご加入の医療保険に関係なく、どなたでも受診できます。）

検診名	対 象 者 (基準日：令和4年3月31日)	内 容	自 己負担金	一般的な健診の日で受診
肺がん検診	40歳以上の方	胸部レントゲン 40歳～64歳の結核検診含む	無料	可
肺がん検診 (喀痰検査)	50歳以上で1日の喫煙本数×喫煙年数＝600以上の方	喀痰細胞診検査	500円	可(当日申込、容器配布、後日提出)
結核検診	65歳以上の方	胸部レントゲン検査	無料	可
前立腺がん検診	50歳以上の男性	前立腺特異抗原P S A検査 (血液検査)	500円	可
大腸がん検診	40歳以上の方	便潜血反応検査 (2日採便法)	300円	可(当日申込、容器配布、後日提出)
肝炎ウイルス検診	40歳以上で過去未受診者	B型C型肝炎ウイルス検査 (血液検査)	500円	可
胃がん検診	40歳以上の方	バリウムによる胃部レントゲン検査	800円	不可
腹部超音波検診 (胃がん検診とセット)	40歳以上の方 【2年度内に1回】	肝臓・胆のう・すい臓・腎臓・ひ臓の超音波検査	1,000円	不可

3 女性の検診（ご加入の医療保険に関係なく、どなたでも受診できます。）

検診名	対 象 者 (基準日：令和4年3月31日)	内 容	自 己負担金	一般的な健診の日で受診
子宮頸がん検診	20歳以上の方	子宮頸部の細胞診検査	500円	不可
乳がん検診 【マンモグラフィ(X線)は2年度内に1回】※	30歳～65歳の方	超音波検査	500円	不可
	40歳～49歳の方	マンモグラフィ(X線) 2方向	1,000円	不可
	50歳以上の方	マンモグラフィ(X線) 1方向	500円	不可
骨粗しょう症検診	40歳以上の方	足のかかとの超音波検査	500円	不可

※ 前年度マンモグラフィを受診された方で、今年度無料クーポン対象の方は受診することができます。

4 各健(検)診の受診方法(集団健診)

一般的な健康診査・総合健診・各種がん検診を受診する場合は、**完全予約制**となります。各種がん検診だけの受診を希望される方も、事前の予約が必要です。

予約申込は、**WEB・健診予約センター・町（健康増進課及び保険課）**で受け付けます。申込方法等の詳細は、町広報紙・ホームページ・回覧等をご確認ください。

5 医療機関での健(検)診

医療機関で受けられる健(検)診は以下のとおりとなります。

- ①子宮頸がん検診 20歳以上の方
- ②乳がん検診（マンモグラフィ検査のみ） 40歳以上の方
- ③胃がん検診（胃内視鏡検査） 51歳以上奇数年齢の方
- ④特定健診（国民健康保険被保険者） 40歳～74歳の方

【問合せ先】 ①②③ 健康増進課
④保険課

6 その他

- 本内容は、令和3年2月時点での内容であり、変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 新型コロナウイルス感染症の状況により、健(検)診の日程を変更・中止する場合がありますので、ご了承ください。
- 感染防止対策を講じて健(検)診を実施します。ご理解ご協力をお願いします。

【問合せ先】 健康増進課 ☎ 029－240－7134（直通）
保険課 ☎ 029－240－7113（直通）



防災行政無線を聞きなおしたい
ときご利用ください

町の防災行政無線が聞き取れなかった場合は、電話で確認することができま。確認できる内容は、直近の放送となります。

防災行政無線テレフォンサービス

☎0800(800)8848(無料)
また、町ホームページにも放送内容を掲載しています。

【問合せ先】

総務課 防災・危機管理グループ
☎029(240)7125(直通)

市民公開オンラインセミナー
「WEBで納得! 相続・遺言・司法書士」

相続・遺言などについて、身近な事例をもとに学ぶことができるオンラインセミナーを配信しています。

▼公開日 2月26日(金)より

▼視聴方法 YouTubeにて配信(無料公開)

茨城司法書士会ホームページ
特設コーナーからアクセス
<http://www.ibashi.or.jp/seminar2021/>



【問合せ先】 茨城司法書士会
☎029(225)0111

茨城町奨学金貸付けの募集

経済的理由により、大学・短期大学・専修学校の専門課程での修学が困難な学生を対象に、奨学金を貸付けます。

奨学生として採用された場合、月額2万円(年額24万円)を、在学する大学等の正規の修業期間にわたり貸付けます。

また、大学等を卒業後、6ヶ月以内に茨城町に定住を開始し、その後5年間を経過した場合には、奨学金全額の返済を免除します。

その他詳細は、広報いばらき2月15日号及び町ホームページに掲載しています。

▼対象 大学・短期大学・専修学校(専門課程)に在学する方

▼定員 5人

▼申込方法 町教育委員会学校教育課へ申請書を持参してください。

▼申込期間 4月1日(木)～5月21日(金)

【申込・問合せ先】 学校教育課
☎029(240)7121(直通)



国家公務員募集

人事院は、2021年度に次の国家公務員採用試験を行います。

総合職試験(院卒者試験)、
総合職試験(大卒程度試験)

▼受付期間 3月26日(金)～
4月5日(月)

▼第1次試験日 4月25日(日)

一般職試験(大卒程度試験)

▼受付期間 4月2日(金)～
4月14日(水)

▼第1次試験日 6月13日(日)

一般職試験(高卒者試験)、
一般職試験(社会人試験(係員級))

▼受付期間 6月21日(月)～
6月30日(水)

▼第1次試験日 9月5日(日)

※申込みはインターネットにより行ってください。
ホームページ
<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>



【問合せ先】 人事院関東事務局
☎048(740)2006～8

協会けんぽ加入者の皆様へ
令和3年度保険料率のお知らせ

協会けんぽの健康保険料率は、加入者の皆様の医療費等に基づき、都道府県ごとに設定されています。

令和3年度の協会けんぽ茨城支部の健康保険料率については、現状の9・77%から9・74%に引き下げとなります。

介護保険料(全国一律)については、現状の1・79%から1・80%に引き上げとなります(令和3年3月分(4月納付分)より変更)。

また、平成30年度からは、新たに「インセンティブ(報奨金制度)」が導入され、支部(都道府県)ごとの加入者及び事業主の健康に対する取り組みが、2年後の健康保険料に反映されることとなりました。

皆様が健診を受診したり、ジェネリック医薬品を使用したりすることが、茨城支部の健康保険料率に反映されますので、まずは4月上旬に、加入者のご家族(40～74歳の被扶養者)を対象に、特定健診の受診券をご自宅に送付しますので、受診をお願いします。

【問合せ先】

協会けんぽ茨城支部 企画総務グループ

☎029(303)1580

編集・発行／茨城町 町長公室 秘書広聴課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤1080 ☎029-292-1111 FAX 029-292-6748